

現代のガリレオ処分を許すな！

自由に科学的真実を 追求・研究できる環境を 日本に

長教授らを支援する会ニュース

NO.6

■ ----- 発行人

長教授らを支援する会

■ ----- ホームページ

日本語版 <http://cho-teruji.org>

英文版 <http://www.cho-teruji.net>

連絡先：神奈川県高等学校教職員組合内

4人の日本人がノーベル賞を受賞し、日本中が湧いたのは記憶に新しいと思います。しかし、4人のうち2人はアメリカに移住してからの業績であり、科学者が世界に通用するような一流の研究に没頭できる環境を日本に整えることが急務となっています。そんな中、そのような願いと逆行するような「現代のガリレオ・ガリレイの抹殺」とも言える残念な事件がありました。

労基署が筑波大学を送検

土浦労働基準監督署が、水戸地方検察庁土浦支部土浦区検察庁に対して、筑波大学および岩崎洋一前学長につき、送検を行ったことが明らかになりました（9月15日）。

筑波大学は、長教授に対する懲戒解雇処分を行うにあたり、2008年7月、所轄労働基準監督署長に対して、解雇予告除外認定（※注）を申請しました。しかし、この申請が認められなかったにも関わらず、筑波大学は、解雇予告もせず、解雇予告手当の支払いもないままに、懲戒解雇処分を強行しました。これは、

言うまでもなく、法秩序を踏みにじる悪質な違法行為です。

検察庁は、この送検を受けて、今後さらに必要な捜査を行った上で、筑波大学および岩崎洋一前学長につき、起訴するかどうかを決定するわけですが、いずれにしても、当時の筑波大学にコンプライアンス（法令遵守）の考え方が皆無であったこと、そして、本件がいかに関心を抱えているかを浮き彫りにしました。（※注）解雇予告手当の支払い免除労働基準法20条1項は、使用者が労働者を解雇しようとする場合に



■ 次回口頭弁論 ■

● 期日

11月2日（月）

13時10分開廷

（16時40分閉廷予定）

● 場所

水戸地裁土浦支部

第1号法廷

は、少なくとも30日前にその予告をするか、30日分以上の平均賃金に相当する解雇予告手当の支払いを義務づけており、同時に「労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合」をその例外としています。しかし、この例外に該当する場合には、行政官庁（所轄労働基準監督署長）による解雇予告除外認定を受けることが必要とされています（労働基準法20条3項）。

TBS
報道特集 NEXT
の眼が
キャッチ

* TBS が放映決定 *

この事件取材してきたTBSは、この間の取材内容をまとめ、以下の日程で特集として放映することとなりました。事件を深く取材したジャーナリズムの目にはこの事件がどのように映っているか？是非多くの皆さまの視聴をお願いし、公正公平に本件をご判断下さい。

■ 日時 10月24日（土）午後5時30分から（放送は6時頃～）
（放送局の事情により放映日が変更になる場合があります）

■ 番組 TBS「報道特集 NEXT」（総合キャスター 田丸美寿々氏）

9月14日、水戸地裁土浦支部で第8回の口頭弁論が開かれました。原告本人に対する原告弁護団からの主尋問で、長教授本人に対しての質問という形で、この事件の真相が語られました。

科学的に余すことなく 真正を証言

長教授は、まず、(1) 基礎的な教科書の内容を引用しながらこれに基づく科学的具体的説明を丁寧にし、さらに米国物理学協会出版の米国を中心とした世界の科学者の意見・論文に基づき、長教授の手法は、世界中の一流の研究者らに強く支持されていることを説明をしました。(2) 被告側が唯一の改ざんの証拠としている長教授の学生らへ改ざんを指示したとするメールは、①教育的な観点から、学生にも理解しうる簡便な解析方法で指示した内容であること。②引用方法が極めて強引で一方的な解釈であること。③被告側にとって「都合の悪い」メールや添付書類が全く示されていないこと。④実情は、学生らによる学会発表が間近に迫り急速に追い込みを図っている中で、叱咤激励ともいえるやりとりであること。(3) 大学側は学生らからの事情聴取の過程で、関与した学生らにより解析結果が消去されていることを知りながら、その完全再現ができないことを「改ざん」理由の柱にすえたこと（コラム参照）。しかし、(4) そうした解析時刻情報が無くとも、自然現象は再現性があるため、別途保存されていた生データを用いることで、論文の結論は再現できる手法があり、その手法も含めて国際的にも高く評価されていること。(5) 矢花証言で恣意的とされたプラズマ電位の平均の取り方については、信号ノイズが実は綺麗な

■コラム■

被告側の証拠自らが語る事件ねつ造 乙9号証、11号証に事件でっち上げの証拠

民事裁判では、原告側が提出した証拠を甲号証、被告側が提出した証拠を乙号証といいます。今回原告（長教授）側の訴えに対して、被告側（筑波大学など）も多くの証拠を提出していますが、その中から、大学が今回の事件を意図的にねつ造したとみられる証拠が見つかりました。

事情聴取報告書（乙第9号証及び乙第11号証）は、いずれも、大学が学生らに対して、長教授らに調査開始が伝えられる前に、秘密裏に行った事情聴取の内容を書面化したものとして提出された証拠です。この中からは、大学が事前に「処分」を前提として事情聴取を行っている様子が明らかになりました。

事情聴取時に、学生らから調査を担当した水林教授らに伝えられた内容は、「長教授らのグループが論文を作成する際に用いた解析過程や、極めて多くの可能性があるこのデータ解析時刻帯につい

ての情報が、中退などした一部の学生らによって密かに既に消去などされ、正確に論文図を再現することが不可能であること」です。

研究公正委員会調査委員会は、そのことを承知の上で、論文図に用いた「生データ」の提出や解析過程の詳細を示すことを求め、長教授らが別のコンピュータに残されていた大量の「生データ」を再解析して作成した図が、論文図に明記されている解析結果のエラーの範囲内に過ぎない数パーセントの誤差があることをもって、「改ざん」と断定しているのです。

大学側の矢花証人は、法廷で、本件の本質に関わるこれら一連の暗部について、「何も意識していなかった」と証言しましたが、自ら提出した乙第9号証及び乙第11号証は、自ら学生に念を押すなどの行為があったこと、その証言が事実と反するものであることを明らかにしているのです。

正規分布を持つことから、統計則に従えば容易に平均化できること（米国物理学協会誌で認められている）。また他の解析方法についても、科学的に余すことなく証言。最後に「大学とは学術の相互議論がないままここまで来てしまった。きちんと科学的な問題点を説明すべきであり、学生の名前を連呼するような手法は教育の府としてとるべきではないこと。」などを訴えました。

11月2日口頭弁論に傍聴を

今回、証言に立った矢花氏は欠席し、被告（大学）側弁護団は、証言

内容を理解することすら困難な様子でした。次回11月2日の口頭弁論では、長教授に対し被告側弁護団から反対尋問行われる予定ですが、今回の長教授の証言に科学的に反論することは困難であることから、その出方が注目されます。被告側主尋問でみせた、大学および大学側弁護団の長教授に対する悪意をきわめた証言などから見て、11月2日に予定される原告への反対尋問では、悪辣な手段に出てくることも想定されます。科学と真実を愛する多くの皆さんに一人でも多く裁判を傍聴していただき、皆さんの目と耳で真実を見極めていただきたいと思います。